

入札条件及び指示事項（業務用）

第1 入札条件

- 1 [入札心得](#)
- 2 [制度要領及び申請様式](#)
- 3 [電子入札システムの利用](#)
- 4 [設計図書等の配布](#)
- 5 [入札に関する質問](#)
- 6 [技術提案資料](#)
- 7 [入札参加の辞退](#)
- 8 [入札の中止又は延期](#)
- 9 [入札の執行](#)
- 10 [再度入札](#)
- 11 [無効入札](#)
- 12 [先抜け方式](#)
- 13 [低価格入札対策](#)
- 14 [落札決定の方法](#)
- 15 [入札の公平性・公正性の確保](#)
- 16 [契約の締結](#)
- 17 [管理技術者及び照査技術者](#)
- 18 [支払条件等](#)
- 19 [見積合わせの場合の読替えについて](#)

第2 指示事項

- 1 [施工管理基準等](#)
- 2 [業務の仕様](#)
- 3 [法令の遵守](#)
- 4 [産業廃棄物](#)
- 5 [低入札価格調査](#)
- 6 [県内産資材の活用](#)
- 7 [総合評価方式に係る評価事項](#)
- 8 [テクリスの登録](#)
- 9 [暴力団等の排除](#)
- 10 [情報共有システム（ASP）](#)
- 11 [電子納品及びオンライン電子納品](#)
- 12 [個人情報の取扱い](#)
- 13 [猛暑対策](#)

第1 入札条件

1 入札心得

入札参加者は、入札公告、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

- (1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 制度要領及び申請様式

この入札に関連する制度要領及び申請様式については、山口県土木建築部技術管理課HPに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

- (1) 入札・契約に係る要綱等
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>
- (2) 公共工事に係る入札関係申請・提出様式集
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23437.html>
- (3) 業務委託契約後提出様式
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23435.html>
- (4) 公共工事における通知手続きについて
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23412.html>
- (5) 土木工事共通仕様書参考様式集
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

3 電子入札システムの利用

(1) 利用方法等

山口県電子入札システムを利用する者は、「山口県電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。

また、山口県入札情報ポータルサイトの下記ページを参照し、必要な準備等を行うこと。

ア 利用するための事前準備

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23368.html>

イ 必要な機器・環境

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23369.html>

ウ 電子くじの仕組み

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23356.html>

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、山口県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア 新しいＩＣカードが届くまでの間は、紙入札等での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ 直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及びＩＣカードの更新手続きを行うこと。

ウ 新しいＩＣカードが届いた場合は、必ず新しいＩＣカードに更新して入札すること。

(3) 名簿に受任者を登録している場合の取扱い

名簿に受任者を登録している場合、代表者名義のＩＣカードを利用して行った入札は無効とする。

(4) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が２名以上いる場合で、ＩＣカードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義のＩＣカードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義のＩＣカードにより行った入札は無効とする。

4 設計図書等の配布

(1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告、指名通知又は見積依頼の日に、山口県入札情報サービスに掲載する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23376.html>

(2) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

5 入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札情報又は見積情報に掲げる受付期間及び受付方法（備考欄に記載）により、質問書を提出することができる。

ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。

(2) 回答の方法

入札情報又は見積情報に掲げる期間の初日の午前9時頃までに、山口県入札情報サービスに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

6 技術提案資料

この入札が総合評価方式により実施される場合、入札参加者は技術提案資料を提出しなければならない。この場合の取扱い、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出方法

入札情報に定める提出期限までに、電子入札システムにより提出（技術提案資料添付欄に添付）すること。

ただし、電子入札システムにより提出しない場合は、技術提案資料の代わりに確認資料等持参届（山口県電子入札実施要領第3号様式）を添付した後、書面および電子媒体（CD-RまたはDVD）を持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により提出すること。

(2) 作成説明会

技術提案資料の作成方法等に関する説明会は、原則として行わない。

(3) 提出書類の訂正

既に提出した技術提案資料の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする様式のみでなく、資料全体を提出すること。

また、受理した技術提案資料については、返却しない。

(4) 費用負担

技術提案資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

7 入札参加の辞退

(1) 辞退の自由

指名通知又は見積依頼を受けた者で、この入札に参加することを希望しない者は、入札書を提出するまでの間は、いかなる場合でも辞退することができる。

(2) 辞退の方法

辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成して送信すること。ただし、何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、入札執行機関の長に書面により届け出ること。

(3) 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

(4) 辞退の撤回

辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。

8 入札の中止又は延期

(1) 入札の中止

入札情報又は見積情報に定める事由に該当する場合は、入札を取りやめる。

(2) 入札の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、入札を延期する。

ア 入札参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないと認められる場合で、入札を延期することが適当であると判断される場合

イ 電子入札システムに何らかの障害が発生した等により、入札の執行を延期することが適当であると判断される場合

ウ その他発注者が必要と認める場合

9 入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合

入札書受付期間内に電子入札システムで入札書を作成して送信すること。

イ 書面により提出する場合

入札書受付期間内に入札書を持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により提出すること。また、入札書の提出に当たっては、「入札書在中」と朱書きした封筒に入れ、密閉の上、提出すること。

なお、開札への立会を希望する場合は入札執行機関に申し出ること。

※ 書面により入札書を提出する場合は、山口県電子入札実施要領の定めるところにより、紙入札等参加承認を受けておく必要がある。

(3) 入札書の訂正等

入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 代理人による入札等

代理人が入札書を書面で提出する場合は、委任状を入札執行機関の長へ提出しなければならない。ただし、入札書を提出する者が使用者である場合は、この限りではない。

(5) 入札の実施回数

入札情報又は見積情報に定めるとおりとする。

(6) 入札の欠席、又は見積書を提出しない場合の取扱い

所定の期間に入札書を提出しなかった者は、入札を欠席したものとみなす。

なお、欠席したこと等により、その後の指名等に不利益を与えることはない。

10 再度入札

この入札の実施回数が2回以上とされている場合で、前回の入札で落札者がいなかったために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取扱う。

(1) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、無効入札とされた者又は最低制限価格制度を適用した場合で落札者となれなかった者は、再度入札に参加することができない。

(2) 再入札通知書の送付

前回の入札において、予定価格の制限の範囲内で、落札者となる入札がなかった場合は、再度入札の参加者に対し、開札日の13時頃までに、再入札通知書を電子入札システムで送信する。ただし、開札処理に時間を要する等により、再入札通知書を時間内に送信できない場合は、入札執行機関から各入札参加者へ、電話等の方法により周知する。

(3) 再度入札の日程等

再度入札に係る手続き期間については、下記の日程によるものとする。ただし、前回の入札後に保留通知書が発行された場合は、下記によらず、適宜定める。

ア 入札書受付開始日時

- 再入札通知書の到着後概ね5分後から
- イ 入札書受付締切日時
前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前9時30分
- ウ 開札日時
前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前10時
- (4) 再度入札における紙入札等参加者
発注者から紙入札等参加承認を受けた者は、再度入札となった場合、(3)のイの日時まで
に持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により入
札書を提出すること。

11 無効入札

次に掲げる事由に該当する入札は、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした入札
- (2) 入札参加者に必要な資格がない者のした入札及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（納付を免除された場合を除く。）
- (4) 入札書に記載すべき価格、氏名及びその他の必要事項が確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名（電子入札においては入札者の電子署名
及び当該電子署名に係る電子証明書）のない入札
- (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (7) 同一人が2人以上の入札者の代理人としてした入札
- (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (9) 談合及びその他の不正行為があったと認められる入札
- (10) 電子入札システム、持参又は郵便以外の方法により行われた入札
- (11) 入札書が入札書受付期間内に入札執行機関に到達しなかった入札、又は紙入札等参加承
認を受けていない者が入札書を持参又は郵便により提出した入札
- (12) 電子入札システムにより入札書を提出する場合で、代表者等（代表者又は受任者をい
う。）の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続き及びICカードの名義変更を行わ
ずにした入札
- (13) 総合評価競争入札方式の場合で、当該業務の技術提案資料を提出しない者のした入札及
び技術提案の審査結果で欠格の評価を受けた者のした入札
- (14) 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領に基づく調査において、提出期
限までに調査資料を提出しない、事情聴取に応じない又は提出資料に必要事項を記載して
いない場合等調査に協力しない者のした入札
- (15) 先抜け方式を行う場合で、先行工区の入札で落札者となった者がした他の工区について
の入札
- (16) 調査・設計等業務委託における管理（主任）技術者及び照査技術者の配置要件、資格要
件を満たす必要がある場合で、その技術者を当該業務に配置することができない者のした
入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

12 先抜け方式

この入札が先抜け方式による場合は、分割発注した工区に係る入札を同一日に行い、先行工
区の入札で落札者となった者のした他の工区についての入札は無効として取扱う。ただし、何
らかの原因により、分割発注した工区のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合
は、当該工区の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとする。

13 低価格入札対策

この入札が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用対象業務である場合、入札参加
者は「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」又は「山口県調査・設計等業
務委託に係る最低制限価格制度実施要領」に定める事項に留意すること。

14 落札決定の方法

- (1) 落札者の決定

開札の結果、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価方式による場合は、低入札価格調査の結果落札者としないと判断された者を除き、評価値の最も高い者）を落札者とする。

落札者の決定にあたっては、落札候補者から入札無効事項確認書を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、書面による。）ことにより、入札無効でないことを改めて確認する。

(2) 落札者とししない者

次に掲げる者は落札者とししない。

ア 低入札価格調査が適用される場合で、調査の結果落札者としないと判断された者

イ 最低制限価格制度が適用される場合で、最低制限価格未満の金額で入札した者

ウ 山口県警からの情報提供等により、暴力団等と関係を有する者であることが判明した場合

エ その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、契約することが著しく不適当と公営企業管理者が認める者である場合

(3) くじによる決定

落札候補者（契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者）が2名以上いる場合には、電子くじにより落札者（契約の相手方）を決定する。なお、何らかの理由により電子くじを実施することができない場合は、別途入札（見積合わせ）執行機関の長が指定する場所及び日時において、書面によるくじを実施するものとする。

15 入札の公平性・公正性の確保

(1) 入札・契約手続の取り止め

予定価格、発注図書、質問への回答等の「入札の前提となる条件」に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前であっても入札を中止し、落札決定後契約締結前であっても落札決定を取り消す。

(2) 建設工事等における積算内容確認の実施（試行）

予定価格を下回る有効な入札があった場合は「建設工事等における積算内容確認の実施（試行）要領」の定めによる積算内容確認の手続きを行う。

(3) 苦情申立て

入札の過程における諸手続に不服を申し立てようとする場合は、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」の定めによること。

16 契約の締結

(1) 契約書の作成

落札者は、入札情報又は見積情報により指定された契約約款を使用して契約書を作成し、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

なお、電子契約を希望する場合は14の（1）により落札者を決定する際に必要となる「入札無効事項確認書」を提出する際に「電子契約意向確認書」にその旨を記載して添付すること。ただし、電子契約意向確認書の添付がない場合、又はその内容が確認できない場合は電子契約の意向がないものとして取り扱う。

(2) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

管理技術者の手持ち業務の件数は、本業務を含め同時に10件までとする。なお手持ち業務とは、委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問わない。ただし、災害復旧及び災害関連工事に係る業務は対象外とする。

(2) 管理技術者及び照査技術者の雇用関係

管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）は、受注者と直接的な雇用関係〔第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等）〕が存在する者であること。

(3) 配置技術者の変更

ア 落札者の決定前（総合評価競争入札方式の場合）

落札候補者となった者が提出する「総合評価方式における配置技術者について」（山口県土木関係建設コンサルタント業務総合評価事務処理要領第9号様式）において変更を行う場合を除き、申請した配置技術者は変更できないものとする。なお、配置予定照査技術者の変更は、これに加え、この業務において第三者照査が必要となった場合、低入札価格調査の書類提出時に限り認める。

ただし、変更する配置技術者は、指名通知時に提示した要件により、評価項目の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者で、第9号様式に添付された証明資料により、それを確認できる者に限る。（この場合において、技術評価点の変更は行わない。）

イ 落札決定後

配置技術者の変更は、変更後の配置技術者が特記仕様書等に明示した資格要件を満たせば認める。この場合、受注者は選任届（変更）により配置技術者の氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。

なお、総合評価競争入札方式により実施した場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、転勤等の真にやむを得ない場合に限り認める。この場合、「第2 指示事項」7の（2）に留意すること。

18 支払条件等

（1）前払金

委託料の額の3割を超えない金額（10万円未満の端数切捨て）を支払う。

（2）部分払

この入札が「山口県業務委託契約約款（発注者支援業務委託用）」により契約する案件である場合は、月1回を超えない範囲内で、発注者と受注者との協議により部分払の回数を決定する。

19 見積合わせの場合の読替えについて

この案件が見積合わせ「電子入札システム及び電子契約導入に係る試行」によるものである場合は、当該入札条件および指示事項により手続きを行うが、特に定めがない場合は、下表のとおり読み替える。

記載内容	読替後	備考
入札	見積	「入札書」の意味として用いる場合
	見積合わせ	「一連の入札手続」の意味として用いる場合
開札		
内訳書	見積内訳書	
欠席	辞退	
落札決定	契約の相手方決定	
落札者	契約の相手方	

※ 読替の例外

- ・ 総合評価方式等の各種手続きに係る記載のうち、見積合わせで適用しない内容（見積情報を参照）は除く。
- ・ システムの名称に係るものは除く
- ・ 9（2）の開札への立ち合い及び11（1）に係るものは除く。

第2 指示事項

1 施工管理基準等

受注者は、委託業務の実施に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。

共通仕様書は、技術管理課HPを参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23447.html>

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、業務委託条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

4 産業廃棄物

業務委託条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 低入札価格調査

山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査の対象業務において、調査基準価格を下回った入札者（以下「調査対象者」という。）と契約を締結しようとする場合は、以下の取扱いとする。

(1) 管理（主任）技術者

低入札価格調査時の提出書類に記載した管理（主任）技術者を変更することは、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。

なお、管理（主任）技術者を専任で配置していないことが判明した場合、受注者に対して「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。

(2) 照査

低入札価格調査時の提出書類に記載した照査技術者を変更することは、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。

また、発注者による検査時には、管理（主任）技術者と伴に照査技術者が立会すること。

なお、検査時に照査技術者が立会しないなど照査業務を誠実に実施しなかったと認めた場合、または、当該業務に瑕疵が発見された場合は、受注者及び第三者照査を行う者に対して、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止の措置を講ずることがある。

6 県内産資材の活用

当該業務が設計業務の場合、受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、指定主要資材については、県内産資材（県内工場等で製造した資材）を、指定主要資材以外の資材については、原則、県内産資材又は県内代理店等から調達できる資材を前提として設計を行うこと。なお、指定主要資材については、技術管理課HP（別表1指定主要資材一覧）を参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23431.html>

7 総合評価方式に係る評価事項

当該業務が総合評価方式の適用業務である場合は、以下のとおり取扱う。

(1) 受注者は、「実施方針、実施フロー、工程計画」において提案した項目については、技術提案資料の内容に沿って業務を履行すること。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、再度業務の実施を求める。

再度の業務の実施が困難あるいは合理的ではない場合は、業務成績評定点を下表（業務成績評定点減点一覧表）のとおりに減点する。ただし、減点の上限は15点とする。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

(2) 契約後、「第1 入札条件」の17により受注者が配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により配置技術者の技術的能力の評価項目の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の

配置技術者に変更する場合は、(1)と同様の取扱いとする。

なお、配置技術者を変更する場合、入札通知時に提示した「業務経験」において評価対象とする業務は「受注者の変更を通知する日の属する年度の10年前の年度の4月1日から受注者の変更を通知する日までに引き渡し完了した同種業務」とする。

- (3) 業務完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(1)と同様の取扱いとする。

業務成績評定点減点一覧表	
評価項目	減点
実施方針、実施フロー、工程表	評価の細目ごとに8点
その他	評価の細目ごとに5点

8 テクリスの登録

業務委託の受注者は、請負代金額100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提示すること。

なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、休日等を除き15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、休日等を除き15日以内とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、休日等を除き15日以内に変更データを提示すること。

9 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表1の措置基準「26 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～6か月の指名停止措置を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

10 情報共有システム（ASP）

「工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領」に基づきシステムを使用する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html>

11 電子納品及びオンライン電子納品

「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき電子納品を行うこと。

土木工事に係る業務については、「オンライン電子納品実施要領」に基づきオンライン電子納品を行うこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html>

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html>

12 個人情報の取扱い

この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び下記(1)(2)のいずれかを遵守することとなるので、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。

- (1) 取扱う個人情報に個人番号（マイナンバー）が含まれていない場合

「個人情報取扱特記事項」

- (2) 取扱う個人情報に個人番号（マイナンバー）が含まれている場合

「特定個人情報等取扱特記事項」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/340774.html>

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰に加え、同法第 176 条及び第 180 条の規定により処罰されることがあるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。「以下「番号利用法」という。）に違反した場合には、番号利用法第 48 条又は第 49 条の規定により処罰されることがあるので、十分留意すること。

13 猛暑対策

夏季作業（5～9 月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(3)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

(1) 熱中症対策に係る費用の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、見積により諸経費に積み上げ計上する。

(2) 作業時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で作業時間を変更する。

作業時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

（例：通常 8 時～17 時の作業時間を 6 時～15 時、または深夜時間帯（22 時～5 時）に変更、通常 8 時間の作業を 6 時間に短縮するなど）

(3) 委託期間の変更

猛暑により計画どおり作業できないことが想定される場合は、委託期間を延伸する。